

構造改革特区関係資料

- 構造改革特区の実現に向けて
- 「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案について

構造改革特区の実現に向けて

平成14年7月26日

内閣官房
構造改革特区推進室

1. 構造改革特区の理念

我が国経済の活性化のためには、さまざまな規制の早急な改革が必要

様々な事情で規制改革が遅れている分野あり

構造改革特区の導入

地方公共団体等の自発的な立案により、当該地域の特性に応じて、規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を実施する。

特定地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な規制改革へと波及し、我が国全体の経済が活性化

地域特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域経済が活性化

2. 構造改革特区のポイント

- ①地方公共団体や民間の「知恵と工夫の競争による活性化」
→★国があらかじめモデルを示すのではなく、地方公共団体、民間が地方の特性に合わせて提案
★可能な限り幅広い規制(法律、政省令、通達等)を対象
- ②地方公共団体主導の実施
→★個別事業は地方公共団体が責任をもって実施
★従来型の財政措置を講じない(既存の予算措置との組み合わせは可。)
- ③地域特性に応じた先行的な改革の実施
→★全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルで実施。「特区」は地域特性等にあわせて先行的に規制改革を行うもの。

3. 留意点

○個別の特区の備えるべき要件については今後検討するが、以下のようなものが考えられる。

- ①当該地域の固有の特性(自然的・歴史的特性、施設や技術、機能の集積等)を活かした規制の特例措置の導入を行うことによって、当該地域が活性化し、ひいては我が国経済の活性化に資するものであること
- ②規制の特例を設けても、適切な代替措置等を講じることによって社会的な弊害が生じないこと
- ③具体的な民間企業の参入が想定されているなど、計画の熟度、実現可能性があるものであること

○申請主体、実施主体は、都道府県及び市町村からの提案を踏まえて、今後検討する。

○申請に当たっては、地方公共団体は民間等のニーズや意見を十分に踏まえる。

4. 今後の進め方

○平成14年

7月26日 全都道府県、指定都市を対象とした構造改革特区に関する説明会の開催(都道府県より管内市町村等に構造改革特区の趣旨等を速やかに周知願います。)

8月上旬 希望者を対象とする説明会の実施

地方公共団体が提案を検討

8月30日 地方公共団体からの構造改革特区に関する提案受付けの締め切り

○内閣官房構造改革特区推進室において地方公共団体等からの提案を整理
○政府において特区の実施に向けた方針を決定し、必要な法令等の案を立案

法令等の施行後、地方公共団体から正式な申請を受付け

《参考》これまでの経緯

平成14年

- 4月24日 経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣及び民間4議員が、それぞれ改革特区構想を提案【参考資料1参照】
- 5月2日 総合規制改革会議の規制改革特区WGにおける具体的な検討が開始
- 6月25日 構造改革特区の導入と制度改革の具体化に向けて内閣官房に推進組織を設置することを盛り込んだ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定【参考資料2参照】
- 7月5日 内閣官房構造改革特区推進室発足
- 7月23日 総合規制改革会議が「規制改革特区」構想の中間とりまとめを決定【参考資料3参照】
- 7月26日 内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部発足【参考資料4参照】

「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案について

平成14年6月28日
大臣官房企画評価課

- ・ 4月下旬より地方農政局等を通じて、「食」と「農」に関する「構造改革特区」に対する各地域（都道府県・市町村・関係団体）からの提案を聴取したところ。
- ・ その結果、89件が提案された。

※今回、調査結果の公表にあたり、提案者名を公表することに了解を得られた者のみ提案者名を公表しています。

「構造改革特区」（「食」と「農」関連）に対する提案

提案者名	「特区」の具体的内容	「特区」の規模	「特区」による経済的効果	関連すると考えられる制度	その他（留意すべき事項）
北海道	<p>地域活性化型農企業等創生特区 【提案の趣旨】 農業の体質強化、農村地域の活性化などに資するため、知事の裁量による農地法等の規制緩和などを行い、法人の経営基盤の強化や多角化を促進するとともに、転用目的による農地の取得などを排除しつつ、地域に根ざした株式会社等の地場企業などが農地を取得し、農協や農業者などとの連携により、安全な食料生産や地域におけるアグリビジネスの振興などに取り組む環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 (1) 農業生産法人要件の見直し ア 事業要件 ○ 農業生産法人の経営の多角化や農外の地場企業の農業参入を促進する観点から、法人が実施する関連事業の範囲の拡大 ・ 農地法施行規則における関連事業の範囲に民宿、市民農園、アウトドア施設の設置、除雪などの事業を追加 イ 構成員要件 ○ 農業生産法人に対する出資をより大きく、より幅広い層から受けられるための規制緩和 ・ 取引関係にある企業、生協等からの大口出資により経営基盤の強化を図る観点から、「一構成員当たりの議決権制限(10分の1以内)」の要件を撤廃するほか、「農外の議決権は総数4分の1以下」の要件を緩和 ・ 出資者の範囲は、「その法人の活動区域内に居住する個人(消費者)又は事業所を有する企業等(建設業者等)」を追加 ウ 業務執行役員要件 ○ 「農業に常時従事する役員の過半が農作業に一定程度(60日以上)従事すること」の要件の撤廃</p> <p>(2) 贈与税等の特例措置 ○ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を、農業生産法人へ農地を提供した場合、継続させる特例措置の創設</p> <p>(3) 土地利用規制の緩和 ○ 農業生産法人の事業として設置する施設(加工・販売施設、レストラン、民宿など)に対す</p>	北海道	<p>農業生産法人の経営基盤の強化、多角的な事業展開が可能になるとともに、新たな農業・農村の担い手として、期待される地場企業の農業参入や関連事業の展開が容易になり、地域農業・農村の活性化が図られる。</p>	農地法、農振法、都市計画法	企業の農業参入に当たっての地域との協調関係の構築

	<p>る、土地利用規制の緩和 農地法：4条に定められる転用許可不要施設の 範囲の拡大及び許可不要面積（2a未済）の引 上げ 農振法：農業用施設の対象範囲の拡大（レスト ラン、民宿など） 都市計画法：市街化調整区域内における許可対 象に追加</p>					
北海道	<p>農的暮らし推進特区 【提案の趣旨】 地産地消を通じた安全・安心な食品の確保、農 村地域の活性化などに資するため、より多くの住 民が小規模な農業生産や農的な暮らしに親しめる よう、知事の裁量による農地法等の規制緩和を行 い、無秩序な農地の転用や耕作放棄を招かない などの配慮を行いつつ、一般住民が容易に農地や 菜園付き小屋（ダーチャ）等を持てる環境づくり を進める。</p> <p>【特区（規制緩和）の内容】 農地法などの土地利用規制について、知事に権 限を移譲することにより、定年帰農者など農的暮 らしの希望者に対して、農地や菜園付き小屋（ダー チャ）等の権利取得を容易にする。</p> <p>(1) 「農地法」第3条第2項（農地の権利移動の 制限）における許可要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第3条の4で定められている下限面 積設定基準を見直し、独自の設定基準により下 限面積を設定（40 / 100 要件、10a の整数倍要 件の撤廃） <p>(2) 土地利用規制の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農地法」第4条に定められる転用許可不要 施設の範囲の拡大及び許可不要面積（2 a 未済） の引上げ ・ 「農振法」の農業用施設の対象範囲の拡大 ・ 「都市計画法」の市街化調整区域内における 許可対象施設の拡大 <p>(3) 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関 する法律」（特定農地貸付法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設主体に農業生産法人を追加 	北海道	<p>農的暮らしを志向する人々の農村へ の移住や、都市住民が広く農地等を持 って趣味的・自給的な小規模農業に取り 組むことにより、地産地消の取組み を通じた安全・安心な食品の確保や農 業・農村への理解が促進されるととも に、農業資材関連産業など地場産業の 振興を通じ、農村地域の活性化が図ら れる。</p>	農地法、農振法、特定農地貸 付法		
北海道	<p>アグリビジネス振興特区 【提案の趣旨】 農家所得の確保、農村地域の活性化などに資す るため、知事の裁量による農地法、旅館業法等の 規制緩和などを行い、適正な土地利用や利用者の 安全の確保などに支障が生じないなどの配慮を行 いつつ、ファームインやファームレストラン、農</p>	北海道	<p>農産物の付加価値の向上等による農業 者の所得の確保をはじめ、都市住民の 農業・農村に対する理解の促進、都市 住民との交流による農村の活性化、雇 用の場の創出などが図られる。</p>	<p>農地法；農地転用許可 農振法；開発行為の許可 都市計画法；開発行為の許可 旅館業法；営業許可 建築基準法；建築確認申請 消防法；建築許可の同意 浄化槽法；浄化槽に関する基 準等</p>		

	<p>産物加工・産直 施設の開設、農場ワイン等、グリーン・ツーリズムの受入れを中心とするアグリビジネスの振興に向けた環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 農業者等によるアグリビジネス関連施設の設置や営業行為等について、知事の裁量により、農地法、農振法、都市計画法等について規制緩和する。</p>			<p>食品衛生法；飲食店営業許可、製造業許可 水質汚濁防止法；排水基準 酒税法；酒類の製造免許</p>	
北海道	<p>農業施設等多面的利用特区 【提案の趣旨】 農村地域の活性化に資するため、知事の裁量による補助金適化法の規制緩和などを行い、農業用ダム等既設の土地改良財産や水利権などの諸権利について、事業上の利用に支障を来さない範囲で、農外利用や住民利用等多面的な利用を可能とする環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 ○ 土地改良法や補助金適化法による事業上の利用制限の緩和 ○ 地元負担金の償還条件の緩和など</p>	北海道	<p>農村における生活環境の改善や都市と農村の交流、アグリビジネスの振興などにより、農村地域の活性化が図られる。</p>	<p>・土地改良法第94条の4の2 本来の用途又は目的を妨げない限度において、国営土地改良事業によって造成された施設を発電、水道等の公共の利益となる事業に対し、共用持分を与えることができることとされているが、その対価の額及び支払方法、管理の方法、管理に関する費用の分担等を定めた協定書の締結が必要 ・補助金適化法 など</p>	
北海道	<p>農村地域総合的施設利用推進特区 【提案の趣旨】 農村地域の活性化に資するため、知事の裁量による補助金適化法の規制緩和などを行い、学校施設、医療施設、福祉施設、文化施設など、補助事業上の利用に支障を来さない範囲で、農業外も含めた地域の各種補助施設の他用途利用等を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)内容】 ○補助金適化法による補助事業上の利用制限の緩和 ・補助施設の他用途利用承認の知事への権限移譲 ・附帯施設の処分制限の緩和</p>	北海道	<p>農村における生活環境の改善や都市と農村の交流等により、農村地域の活性化が図られる。</p>	補助金適化法 など	
北海道	<p>自然生態系回復特区 【提案の趣旨】 農村の自然の再生に資するため、知事の裁量による農地法等の規制緩和などを行い、耕作放棄化が懸念される農地への住民参加による植林等を通じた自然植生の回復やバイオトープの設置などにより、地域の自然生態系の回復・維持を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【特区(規制緩和)の内容】 ○農地転用許可、農振地域の除外</p>	北海道(知事が指定する範囲)	<p>○周辺の優良農地に係る自然災害の回避 ○耕作放棄地等が単に管理されずに放置され、荒廃化することを防止し、地域の自然生態系が回復・維持 ○自然と共生し、豊かな生態系が守られる農業・農村の確立</p>	補助金適化法 土地改良法 農地法 農振法 など	<p>特区設定に当たり、近隣自然公園等との連携を図る必要がある。</p>

	<p>○土地改良事業等の処分制限期間内における受益地の転用に伴う補助金返還免除</p> <p>○土地改良負担金（国営事業負担金、農業基盤整備資金等）の償還免除 など</p>				
北海道	<p>低コスト園芸施設導入特区 【提案の趣旨】</p> <p>園芸施設に係る建築基準法の適用については、基本的には全国一律の基準によるものとなっていることが施設整備の高コスト化の一つの要因となっている。園芸の体質強化を図るため、知事の裁量による建築基準法の規制緩和などを行い、低コストで高付加価値型の農業展開に向けた安価で適正な園芸施設等の整備を促進する環境づくりを進める。</p> <p>【規制緩和の例】</p> <p>○建築基準法の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の裁量により、例えば、檜山の風、後志・留萌の雷・風、十勝・網走・釧路・根室の凍上など、地域の気象・土壌条件に即した独自の基準を検討 <p><現状における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸施設においては、一般に鉄骨ハウス 200 m²以上の施設については、建築基準法の適用を受け、同法に基づいた構造が必要とされている。 ・施設園芸の先進県では国の「園芸施設の暫定基準」を適用している県もあるが、北海道では積雪加重も加わることもあって建築基準法に基づき実施されているのが実態。 ・このため、北海道では施設園芸が野菜主要県に比べ立ち遅れており、簡易なパイプハウスでは通年供給は不可能なため、道内の生鮮冬野菜は府県に依存するなど、夏場の移出用中心の生産構造の改革が不可欠。 	北海道	<p>○野菜など構造改革や地域農業構造の改革促進</p> <p>○企業等他業種の参入促進と雇用の拡大</p> <p>○低コストな施設整備による新規就農者、高齢農業者の対応強化</p> <p>○風力発電、バイオエネルギー、雪の冷熱等との連携による新分野の開拓</p> <p>○いちご等の通年供給による製菓企業等他産業の連携強化</p>	建築基準法 など	
J Aグループ 北海道（北海道農業協同組合中央会）	<p>主業農家を中心とした農業主業地帯である北海道においては、本道の実態に即した農地利用のあり方や農業・農地の担い手・受け手のあり方を構築し、地域農業の振興を図っていく必要がある。</p> <p>具体的には、個別経営体を補完する農業生産法人、当面、受け手のいない優良農地等の受け手や農作業の受け手となるJ A出資型農業生産法人等の公益的な農業生産法人の育成が不可欠なので、この公益的な農業生産法人に対する特例措置を講じること。</p> <p>* 構造改革特区における農地法・農業経営基盤強化法の特例的な扱いではなく、主業農家を中心として、個別経営体を補完する地域農業補完システムの構築という方向とする必要がある。</p> <p>農地の受け手となる公益的な農業生産法人については、地域の実情に即して農地流動化を促</p>	市町村単位	<p>遊休化、耕作放棄化が懸念される優良農地の有効活用が可能となり、地域農業生産額の向上や食料自給率の向上につながる。</p>	農地法、農地保有合理化事業、農業生産法人制度	<p>昨年、農地法が改正され、農業生産法人の1形態として株式会社の農業参入が認められたばかりであり、その実績について十分に検証して問題点も整理することが重要である。そうした検証無しに、一般企業の参入を意図した農地法の規制緩和は行うべきではない。</p>

	進し、最終的に担い手へ利用集積し、農業生産の向上につながるように、現行の農地保有合理化事業の枠にとられず、農地所有・農地保有等の権限を市町村長又は知事に委ねるよう権限の委譲を図ること。				
J Aグループ 北海道（北海道農業協同組合中央会）	カナダで認可されている簡易ハウス等、新しい建築資材を使った建築物の迅速な認可が可能となるよう、許可権限を地方行政へ委譲すること	北海道単位	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営の施設コストの低減が期待できる。 加えて、酪農経営では、最新の搾乳施設の導入が容易になる。 J A倉庫等に利用した場合、農業生産資材コストの低減が期待できる。 	消防法、建築基準法 <ul style="list-style-type: none"> 消防法の定めるB地区」（市街化調整区域等）にシート屋根のハウスを建てる場合、建築基準法ではシートはグラスファイバー製のものに制限されている。 一定以上の床面積のハウス建設には市町村の建築指導課の認可が必要だが、シートはグラスファイバー製、又は、（社）日本膜構築物建設協会が認可した施設であることが条件 	
J Aグループ 北海道（北海道農業協同組合中央会）	日本の食料生産基地である北海道地区を対象に、農薬については、自己消費の目的で輸入する場合も、農薬取締法の対象にする。 農薬の個人輸入代行業者を農薬取締法に基づく販売業者に指定し、無登録農薬については、本道での輸入代行業を禁止する。	北海道単位	消費者に対し、安心・安全な食品の供給体制の確立が今ほど問われている状況はないので、本道での無登録農薬の輸入代行業を法律で禁止することで、消費者の北海道農畜産物に対する信頼を一層確保できる。	農薬取締法	
J Aグループ 北海道（ホクレン農業協同組合連合会）	北海道の農産物の加工適性評価・新用途開発のため、農業団体・消費者団体・民間企業・研究機関・行政が構成する「地域実証型プロジェクト」に対し、公的研究機関などから必要な農業研究者の参加を得るために、これら研究者が本プロジェクトを兼務できる自由度の高い公務員などの副業・倫理規定を設定すること。 また、研究開発予算枠の大幅な確保や小規模加工業者への支援開発した製品のPR対策への支援、及び趣旨に賛同する消費者等からの投資に対する税優遇措置を講じること。	希望市町村・地域又は北海道	<ul style="list-style-type: none"> 道産農畜産物の需要拡大（パン、めん、そば、でん粉、米製品等） 食品産業による雇用の創出 リスクアナリシスによる消費者とのリスクコミュニケーションの構築 北海道農業の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員副業・倫理規定 必要な大型作業機の作成や輸入に関する税制度 当該プロジェクトへの投資や寄付行為に関係する税制度 	当該商品の原料農産物確保のため、米の直播栽培や精密農法（ミニマム投入による高品質・安全農作物の生産、センサーモニタリングによるロボット農作業システム）の研究開発と普及を、平行して進める必要がある。
北海道農業会議	農地法第2条に定める農業生産法人関係 特定農企業（仮称）制度による適用緩和 農地法第2条に定める農業生産法人以外の会社組織等であっても、一定の条件を満たすものを「特定農企業」（仮称）をして、農業への参入を認める。ただし、その場合にあつては、少なくとも次の要件のすべてを満たすことを条件とする。 ① 農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に基づき、改善団体地区内の一定割合の農地を活用する株式会社等で、農地の有効利用や地域の雇用	北海道の地域	地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。 また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。		

	<p>等の観点から、地域農業者の理解を合意を得られるものとする。</p> <p>② 取得する農地の権利は、原則として利用権のみとし、取得した農地を、耕作放棄もしくは荒廃・遊休化させるなどの事実が確認された場合は、直ちに返還することを条件とすること。</p>				
北海道農業会議	<p>農地法第2条に定める農業生産法人関係 特定農業生産法人（仮称）制度による適用緩和</p> <p>農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に基づき、地域で核となる担い手として期待される農業生産法人を「特定農業生産法人」（仮称）として位置付け、農作業受託やコントラクター等の事業を行っている企業及び他の農業生産法人が構成員にやる場合や、地域の農業者が個別に経営を行いながら、法人経営に参画する場合等に、一定の要件緩和を行うこと。</p>	北海道の地域	<p>地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。</p> <p>また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。</p>		
北海道農業会議	<p>都市計画法第34条に定める市街化調整区域に係る開発行為関係</p> <p>市街化調整区域において農業者及び農業生産法人が行う次の開発行為を認める。</p> <p>① ファームイン ② ファームレストラン ③ 農産物の直売施設 ④ その他農業及び農業に関連する事業に取り不可欠な施設</p>	北海道の地域	<p>地域に密着する多様な担い手を育成することで、地域の経済活動の活性化と持続性確保を可能とするとともに、地域での雇用機会の拡大で雇用対策、過疎対策につながる。</p> <p>また、ビジネスチャンスを広げることで経営の安定から発展の可能性を拡大する。</p>		
北海道経済連合会	<p>農業法人を充実させることにより、新規就農者の受け皿、農村社会の活性化、経営の円滑な継承を図っていくことができるものとする。</p> <p>農業生産法人の課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者や農業生産法人など地域農業の将来を支える経営感覚に優れた人材の育成・確保 農地の賃貸借期間、農地利用の交換、小作料水準、改良投資などが地域的・総合的にコントロールする利用管理システムの構築 「精密農業」の採用など環境に配慮した農業の高度化 コントラクター（農作業請負組織）の充実 生産者の所得確保、集出荷経費や運送料などの低減 	北海道全体	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の増大 地域の活性化による消費の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法 農業経営基盤強化促進法 	<p>企業から出資をうけた農業生産法人は、その力関係でその傘下に組み込まれる可能性が大きく、系列下やグループ化で地域農業者の連携関係の希薄化が懸念される。農家の主体性できちんとした経営と地域関係をつくりだす必要がある。</p>
北海道北広島市	<p>「就農における各種規制を廃止」 農業を取巻く環境が様々に変化中、農地の保全が重要な課題となってきた。さらに、都市型生活から農村型生活への志向が高まりつつある。こ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地がある程度集約している地区 高齢農家で後 	<p>農地保全はもとより農村型生活のニーズに対応することができる。</p>	<p>農地法、都市計画法、北海道就農計画認定制度実施要領</p>	

	のことから新規就農における様々な規制を排除する。	継者がいない農地が集約している地区			
北海道栗沢町	<p>「農用地の有効利用」 農地法の規制緩和による民間企業等の農業進出の促進</p> <p>「グリーンツーリズム」 特定農地貸付法や市民農園整備促進法の規制や諸手続きの緩和による貸農園の開設促進と農地法、農振法、食品衛生法及び旅館業法の規制緩和による農家民宿の開業促進</p> <p>「アグリビジネス」 農業を核としたクラスター等の実現による地域農業の振興のための規制緩和</p>	都道府県単位	<p>「農用地の有効利用」 高齢化や後継者不足により農地流動化が停滞し、遊休農地や耕作放棄地などが将来増加するおそれがあるため、民間企業等の積極的な農業進出の促進により雇用を確保し、併せて農用地の保安全管理や有効利用を図ることができる。</p> <p>「グリーンツーリズム」 貸農園やB&B等の農家民宿による経済効果を希望する農家が増えているが、グリーンツーリズムに取り組む上では様々な法の規制や諸手続きをクリアしなければならず、これに伴い施設や設備等の増改築に多大な投資を必要とすることから、農家負担を軽減しながらグリーンツーリズムに取り組むことで都市と農村の交流による経済効果が期待できる。</p> <p>「アグリビジネス」 農業に関する農畜産物加工や開発、バイオ技術、貯蔵、通信、販売、情報サービスなど、農業を核としてそれぞれに関連した産業が協調連携し、生産から販売までの一貫した農業経営を実現するためのクラスターや農業法人を構築し、地域農業の振興を図ることにより、雇用の創出と安定した経済効果が期待できる。</p>	<p>制度資金融資、租税特別措置</p> <p>技術開発指導補助制度</p> <p>情報収集発信補助制度</p> <p>提案公募型補助制度</p>	特定の地域に着いては規制緩和には権限の委譲と財源確保が必要であるが、その反面、国の規制免除に伴う地方自治体の事業責任が発生する。
北海道北村	<p>「経営体の育成と確保に向けた施策の重点化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専業農家育成を視点とした施策の重点化 ・ 新規就農者の参入・定着に対する障壁の除去 ・ 経営体の法人化の円滑な推進を資するための施策の重点化 <p>「生産者の視点に立った試験研究の推進と迅速な技術指導」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究及び普及組織に対する受託研究（指導）の柔軟な実施 ・ 特区内の独立行政法人・都道府県・市町村職員 の自由度を拡大し、兼職や人事交流の円滑化を図る 	北海道全域を基本に、営農形態及び経済圏域を考慮して施策や規制緩和のメリハリをつける。	<p>現有の生産規模及び農家経済の維持</p>	<p>農地法、農業改良助長法、地方公務員法</p>	<p>特区内の住民（生産者）が経済特区によるメリットやデメリットを的確に理解していくための啓蒙を図る。</p>
北海道北竜町	北海道農業と本州農業の構造（面積規模、専業率等）が違うのに全国統一の制度を適応させることは、ない独自の政策を実施する事が活力を生む。	都道府県単位と市町村単位で構造改革特区が理	<p>本来経済活動は自由かつ公平な競争によって活性化が生まれる。現在規制が多く自由な活動ができなく経済自体</p>	<p>権限委譲</p>	<p>規制の廃止が国民全体の不利益になるようなことにならないようしなければならない。</p>

	<p>1. 生産調整の場合、機械投資しない本州の場合作業委託は効果的である。しかし北海道は面積も大きく、作業適期（気候等で）個人作業にならざるを得ない。実態に合わないのである。</p> <p>2. 農振法S45年当時経済成長で農地乱開発があり、規制が必要な地域もあった。北海道の田舎では土地の乱開発もない。反対にそれが規制となって商店等が衰退し、町自体の経済が落ち込んだ。</p>	<p>想である。地方行政の特色を出すのは条例である。それが現在条例自体どこを比較しても特色がない条例となっている。</p>	<p>が衰退している。シュンペーターのコンドラチェフ波はインベーションによって生まれるが、今の産業施策は保護に趣をおき新たな産業創出がない。構造改革特区によっては活性化が図れるであろう。</p>		<p>経済活動が国民の繁栄と幸福をもたらす（安価で安全で良品質の提供）よう理念も育成しなければならない。</p>
北海道秩父別町	市町村長への権限委譲 道への農振農用地区域の除外協議を廃止し市町村長へ権限を委譲する。	市町村単位	大小規模関係なく企業、起業などにより地域の活性化が図られる。	農振法	
北海道美瑛町	「優良田園住宅建設のための各種規制の解除」 定年退職後等、家庭菜園を楽しみながら農村で暮らしたいとする都市住民を対象に、既存農地を宅地として転用する。	美瑛町全域 美瑛町全域の農地を本構造改革特区とし、優良田園住宅建設可能エリアとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村に対する都市住民の理解 ・地域内消費人口の増加 ・地域内経済の活性化 	農地法、農振法、都市計画法 土地改良法	町内農地の無制限な転用を避けるため転用に当たっては一定のルールが必要
北海道旭川市	「市街化調整区域における開発当該地の現地目証明取得免除特区」 農業者が市街化調整区域において農産加工施設の建設を行う際には、当該地の現地目証明が必要であるが、農地の地目変更や分筆をようするなど登記手続きを必要とする場合が多く手続きと登記費用の発生が加工事業への意欲減退の要因になる場合がある。このため、加工施設建設等に要する各種申請において、経費の発生原因である規制について検討する。	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者による農産加工事業への投資意欲を阻害する経費負担減 ・農産物付加価値の向上 	農地法、農振法、建築基準法 都市計画法、土地改良法	
北海道標茶町	農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築 ・近年の離農農家の特徴的傾向として、離農してもその土地で生活を継続するということがある。農地については近隣農家に切り売り、または賃貸することが多く、意欲的な新規就農希望者の受け入れ等、農地流動化の阻害要因の一つにもなっている。そこで一般的な規制緩和とは逆の流れとはなるが、生産に直接携わらない離農者については、町内他所への転居の誘導等を施策として展開できる枠組みをつくるものである。	市町村単位	新規就農による生産額の向上	農地法、固定資産税制、農業者年金制度	
青森県	都市と農村の交流及び耕作放棄地の農的利用を促進するため、農村滞在の拠点となる農林漁業体験民宿の開業や健康・生きがいのための農地利用を助長するグリーン・ツーリズム特区	市・郡単位（都市部から一定の距離があり、農村らしさを有している地域を幅広く選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験民宿への宿泊受入による農家等の所得の向上 ・体験農場の整備等による耕作放棄地・遊休農地の減少 ・体験施設や農家レストランなどへの企業の参入及び雇用の創出 ・高齢者等の健康増進による医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農地利用・所有についての規制緩和） ・建築基準法、消防法、食品衛生法等（農家等が体験民宿を開業する際の規制緩和） 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等による投機的な農地利用の防止 ・宿泊客等の安全性の確保

岩手県	<p>グリーン・ツーリズム特区 都市と農山漁村の交流を求めるニーズに対応し、地域の実情を踏まえた経済効果の高い取組みを促進する観点から、農家民宿等により都市住民を受け入れる場合（サービスの提供を含む）に関係する各種法規制を適用除外（一部は適用拡大）する特区を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旅館業法」 農業者が副業的に経営し、かつ専ら農林漁業体験を提供する小規模（旅館営業に満たない規模）な農家民宿営業に利用される宿泊施設について規制の対象外とする。 ・「道路運送法」 農家民宿等の自家用車について、業として利用客送迎用に利用する場合について規制の対象外とする。 ・「酒税法」 グリーン・ツーリズムのように、少数の利用客に自家製造酒を少量生産し、提供しようとする場合について規制の対象外とする。 ・「特定農地貸付法」 特定農地貸付法の貸付主体に農家を加え、農家が直接、特定農地貸付けを実施できるようにする。 	<p>の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムを積極的に推進している地域 ・観光牧場を推進している地域 ・豪雪地帯等一定期間の収入が減少する条件不利地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の農家家屋を活用した農家民宿等の開業が可能となり、地域の特性を生かした経営の多角化や冬期間収入の確保による農家所得の向上が期待される。 ・農家民宿等を核とした都市と農山漁村との対流が促進されるとともに、対流人口・宿泊者の増加による産直や特産品販売の拡大による地域経済の活性化が期待される。 	<p>「旅館業法」 「道路運送法」 「酒税法」 「特定農地貸付法」</p>	
岩手県	<p>都市と農山漁村の共生特区 都市と農山漁村の共生の観点から、都市住民等が農園の付帯した宅地の取得が容易となる特区を設定する。（一般住宅と一体となった農園で農業的体験が可能となる土地利用目的の転用については、農地区分や転用面積にかかわらず、農地法の規制を緩和する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農地法」 一般住宅と一体となった農業的体験を目的とする農園については、農地区分にかかわらず農地法の農地転用許可の対象として、農園部分も含め宅地として取得できるようにする。 <p>また、同様の土地利用目的で農地を転用する場合について、全体の転用面積が転用面積の目安である500㎡（国の指導）を超えても転用できるようにする。</p>	<p>中山間地域において、地域住民が話し合いによって自分たちの地域の活性化、遊休農地の解消のため、都市住民を迎え入れるための農地の利用計画を策定した地区。ただし、市町村がこの計画を認定し、この地区が一つのまとまりとなるように、一筆ごとの詳細な土地利用協定を締結した場合に限ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民に対し、農園付宅地が取得出来るという新たな農村の魅力を提供でき、農園付宅地分譲による住宅産業の活性化が図られる。 ・中山間地域において、遊休農地が解消され、定住・対流人口が増加することにより、地域の活性化が図られるとともに、地域農産物や農産物加工品の地場消費拡大が期待される。 	<p>「農地法」</p>	
岩手県	<p>遊休農地再生特区 遊休農地の有効活用の観点から、遊休農地等を抱</p>	<p>一定以上の遊休農地等が存在</p>	<p>民間企業も含めた遊休農地の積極的な活用により、農産物産地の形成が図</p>	<p>「農地法」 「民法」</p>	

	<p>える一定の地域において、地方公共団体の小作地の所有等を可能とし、その管理のもとに、農家や民間企業に農地を貸し付けることを可能とする特区を設定する。</p> <p>・「農地法」 地方公共団体による遊休農地の権利取得・転貸及び農業生産法人以外の民間企業の農地利用が可能となるよう農地法の規制の対象外とする。</p> <p>・「民法」 牧野組合などの共有地において権利を設定する際に、所有権を有する者全員の同意を得ることが困難な場合（共有者が所在不明である場合等）は、過半数以上の同意や一定期間の公示等により権利の設定が可能となるような民法の例外とする。</p>	<p>し、当該農地等の効率的な利用を図ろうとする市町村または市町村が定めた区域</p>	<p>られ、農業生産活動が拡大されることにより地域経済が発展する。</p>		
宮城県	<p>(目的) 経営の大規模化によるスケールメリットの発現や異業種の新規参入による経営ノウハウや資本の導入、国内外含めた幅広い人材の確保を図るなど、自由かつ活発な産業活動を促進し、国際競争力のある企業的農業を創生することにより、多くの雇用創出と地域経済の活性化が期待できる「フロンティア農業特区」の設置について提案する。</p> <p>(内容) 「国際競争力のある企業的農業の創生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の大規模化の促進 ・異業種の参入促進 ・幅広い人材の確保の促進 <p>①経営規模や地域貢献度に応じた法人税等の標準税率の傾斜的引き下げなど、国税における特例の充実</p> <p>②農村地域工業等導入促進法並の税制等の優遇措置</p> <p>③農地の取得、転用に関する規制の緩和</p> <p>④市街化調整区域における開発行為の規制緩和</p> <p>⑤各種の補助、奨励制度、融資制度等の異業種への対象の拡大</p> <p>⑥外国人研修生の受け入れ等に関する規制の緩和</p> <p>⑦新規参入における規制の緩和</p>	市町村単位	<p>国際競争力のある農業の実現 雇用の創出 地域経済の活性化</p>	<p>法人税等の各種税制度 農地法 都市計画法 入国管理法</p>	
宮城県	<p>「市民農園」開設に対する援助と規制緩和 市民農園を開設する場合、特定農地貸付法や市民農園整備促進法などによる開設が可能であるが、開設者が地方公共団体やJA等であり、民間企業には認められていない。一方では優良農地の確保・保全は不可欠であるものの、都市部における自然とのふれあい、安全安心な食料、健康食品への志向から市民農園等の要望は高いと考えられる。そこで、民間企業が開設、参入が可能になるよう各種規制を緩和するとともに開設事業等に対して支援する。</p>	市町村単位	<p>市民農園開設による都市周辺部農家で高齢者の雇用促進効果や遊休農地の利用促進効果の高度維持が図られるとともに、国民の自然志向に応える対策となる。</p>	<p>・市民農園整備促進法 ・特定農地貸付法 ・都市計画法 ・生産緑地法</p>	<p>農業への民間企業への参入や農業法人の定義が関連する。</p>